

長起第2676号-1

令和4年1月14日

居宅介護支援事業所管理者 様  
(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所管理者 様  
米子市地域包括支援センター管理者 様

米子市長寿社会課長  
( 公 印 省 略 )

新「鳥取県版新型コロナ警報」の暫定運用に伴うサービス担当者会議および  
モニタリングの取扱いの変更について (お知らせ)

平素は、本市高齢者福祉行政に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナ警報については警報の指標等が見直され、新「鳥取県版新型コロナ警報」の暫定運用が始まっています。新型コロナ警報発令中のサービス担当者会議やモニタリングの臨時的な取扱いについては、令和2年3月3日、令和2年8月6日および令和3年1月6日付け文書で通知しておりますが、見直し後の圏域や警報区分に合わせ、下記のとおり変更いたします。

なお、取扱いの内容についての変更はありません。

#### 記

○重症化リスクの高い高齢者への対応であることをふまえ、臨時的な取扱いができる警報区分を以下のとおりとする。

- ・鳥取県西部地区に警戒情報が発令された場合
- ・鳥取県西部地区に警報が発令された場合
- ・鳥取県西部地区に特別警報が発令された場合

○個別の区域で発令された場合は、米子市または米子市に隣接する市町村のいずれかに発令された場合とする。

※今までと同様に、この対応はサービス担当者会議やモニタリングを禁止するものではありませんので、必要に応じて行うかどうかを判断してください。面会する場合は、マスクの着用や手洗い、訪問前に体温を測定する等の感染症対策をお願いいたします。

担当 米子市長寿社会課  
介護保険担当 萩原・荒松  
電話：23-5156